

3. 地域生活支援拠点について

I 地域生活支援拠点とは

地域生活支援拠点とは、障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための**5つの機能**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することです。

5つの機能

1

相談機能

- ・ 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

2

緊急時の受け入れ・対応の機能

- ・ 短期入所を活用した常時の緊急受入態勢等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

3

体験の機会・場の提供

- ・ 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

4

専門的人材の確保・養成の機能

- ・ 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる人材の養成を行う機能

5

地域の体制づくりの機能

- ・ 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

Ⅱ 国の考え方

【指針】(国)

各市町村の障害福祉計画・障害児福祉計画における目標として、「地域生活支援拠点等について、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つ整備することを基本とする」

Ⅲ 地域生活支援拠点等の整備手法

拠点等の整備には、2つの整備方法が想定されています。

1

多機能拠点整備型

- ・ 5つの機能を集約し、グループホームや障害者支援施設等に付加する方法

2

面的整備型

- ・ 地域における複数の機関が分担して機能を担う方法

※平成28年度第5期西東京市地域自立支援協議会第3回会議（平成29年2月16日開催）にて報告しましたとおり、本市では面的整備型を想定しています。

《参考資料》

⇒ 「会議資料3-3 面的整備による地域生活支援拠点の整備 イメージ(案)」

Ⅳ 作業部会の設置について(提案)

令和2年度末までの地域生活支援拠点の面的整備に向けて、以下の内容を提案します。

※提案内容への賛否について、「会議資料3-4」にてご回答をお願いします。

◇提案内容：「(仮) 地域生活支援拠点検討部会」の設置

◇提案理由：地域生活支援拠点の面的整備に向けて、議論を行うため

◇設置時期：令和2年度中